

平成24年10月29日

議会事務局長

本会議場、委員会室へのパソコン、タブレット端末等の持ち込みについて

奈良市議会では、本会議場、委員会室へパソコン、タブレット端末等を持ち込み、質疑に活用することを試行的に実施します。

奈良県下の市議会では初めての試みとなります。

- 1 目的 質疑に当たって資料の閲覧、関係法令・例規の検索などを速やかに行うことができ、質疑内容の充実とペーパーレス化の推進につながることを期待できます。
- 2 開始時期 平成24年10月29日以降開催の本会議、委員会から開始します。
- 3 遵守事項 会議中におけるパソコン等情報通信機器の使用の留意事項として次の4項目を守ることとします。
 - (1) 音声や操作音を発するなど会議の運営上支障となる行為を行わないこと。
 - (2) 当該会議の目的外の用途に使用しないこと。
 - (3) 審議・審査中の情報を外部に発信しないこと。
 - (4) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や掲示板などへの投稿をしないこと。なお、これらの事項を含めて別紙のとおり「会議中における情報通信機器の使用基準」を定めました。
- 4 適用範囲 議員、理事者、議会事務局職員及び市政記者
- 5 今までの状況及び今後の方向など
従来は、議員が質疑を行うに当たって、必要な紙ベースの書類や参考図書を持ち込んで質疑を行ってききましたが、パソコン等情報通信機器の活用により、効率的に質疑を行うことが可能となるとともに、ペーパーレ

ス化の推進を図ることができます。

また、現在のところ、写真や資料をパネル化したものを質疑の際に使用するためには、あらかじめ議長又は委員長の許可を得ることとなっておりますが、今後、議場や委員会室にモニターを設置することになれば、パソコン等情報通信機器との接続により、市民の皆さんにも、よりビジュアルで分かりやすい質疑を行うことが可能となります。

同時に、理事者、議会事務局職員側でも、資料の閲覧、関係法令・例規の検索などが速やかに行うことができ、質疑への対応がしやすくなるとともに、記録作成の効率化、ペーパーレス化の推進が期待できます。

- 6 検証作業 今後、試行実施を進めていくなかで問題点などの検証を重ねて改善していきたいと考えています。本格実施の際には、「奈良市議会会議規則」の改正を行うこととします。

7 他市等の状況

全国市議会議長会の調査によりますと次のとおりです。

本会議場・委員会室での議員のパソコンの使用許可の状況

(平成23年12月31日現在 対象809市)

| | 本会議場 | 委員会室 |
|-------------------|-------------|-------------|
| 議員のパソコンの使用を許可している | 29市 3.6% | 56市 6.9% |

なお、奈良県下の市議会(奈良県議会を含む。)では初めてとなります。

議会事務局 議事調査課

担当 米浪・梶

ダイヤル・イン 0742-34-4791